寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第２号

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第８条第４項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第８条関係）

年　　月　　日

寒河江市議会議長　　様

会派名

経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例第８条第１項に基づき、別紙のとおり　　年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

１　収　　入

政務活動費＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　支　　出

（単位：円）

項　　目	金　　額	備　　考
調査研究費		
研　　修　　費		
広　　報　　費		
広　　聴　　費		
会　　議　　費		
資料作成費		
資料購入費		
合　　計		

３　残　　額＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）１　備考欄には、支出の内訳を記載すること。

２　領収書又はこれに準ずる書類を添付すること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。